

事業者向け支援情報まとめ

【第16版】

2024年11月11日時点において国・県等が公表している被災者支援情報のうち、主に資金面等における事業者支援についてセンターにおいてまとめたものです(生活支援情報などは割愛しています)。国・県等のHP上で実地に確認していただくことをお勧めします(随時更新します)。

I 各種相談窓口の設置

【お問合せ先】
石川県商工労働部経営支援課
076-225-1525

1. 事業者支援のための特別相談窓口

なりわい再建支援補助金・持続化補助金などの補助金、商店街への支援等に関する相談受付や、各種支援施策の活用や申請に対するサポートなど、様々なご相談に対応するための相談窓口を開設しています(事前予約が必要)。

<金沢事業者支援センター>

【場 所】 石川県庁1階103会議室

⇒(電話) 0120-867-100 (土日・祝日を除く 10:00~17:00)

⇒(ウェブ) https://ishikawajigyoushashiencenter.jp/reserve/yoyaku_situation.html

【相談受付時間】 ①10:30 ②13:00 ③14:30 ④16:00

<能登事業者支援センター>

【場 所】 奥能登総合事務所4階(のと里山空港内)

⇒(電話) 0120-262-380 (土日・祝日を除く 10:00~17:00)

【相談受付時間】

(通常相談) ①10:30 ②11:30 ③13:00 ④14:30 ⑤15:30

(なりわい補助金申請書作成サポート) ①10:00 ②14:00

→ 毎週火曜日・木曜日(完全予約制)

2. その他の相談窓口

石川県経営支援課 076-225-1525

<商工会議所>

金沢商工会議所 076-263-1151

小松商工会議所 0761-21-3121

七尾商工会議所 0767-54-8888

輪島商工会議所 0768-22-7777

加賀商工会議所 0761-73-0001

珠洲商工会議所 0768-82-1115

白山商工会議所 076-276-3811

<商工会>

石川県商工会連合会 076-268-7300

能美市商工会 076-204-6815

山中商工会 076-204-6816

川北町商工会 076-204-6817

美川商工会 076-204-6818

鶴来商工会 076-204-6819

白山商工会 076-204-6820

野々市市商工会 076-204-6821

かほく市商工会 076-204-6822

森本商工会 076-204-6823

津幡町商工会 076-204-6824

内灘町商工会 076-204-6825

羽咋市商工会 076-204-6829

富来商工会 076-204-6830

志賀町商工会 076-204-6831

宝達志水町商工会 076-204-6832

能登鹿北商工会 076-204-6833

中能登町商工会 076-204-6836

門前町商工会 076-204-6854

穴水町商工会 076-204-6855

能登町商工会 076-204-6856

<その他の機関>

石川県中小企業団体中央会

076-267-7711

石川県産業創出支援機構

076-267-1244

石川県よろず支援拠点 076-267-6711

日本政策金融公庫金沢支店

中小企業事業 076-231-4275

日本政策金融公庫金沢支店

国民生活事業 0570-045202

日本政策金融公庫小松支店

国民生活事業 0570-045445

商工組合中央金庫金沢支店

076-221-6141

石川県信用保証協会 076-222-1550

中小機構北陸本部企業支援部

企業支援課 076-223-5546

全国商店街振興組合連合会

03-3553-9300

中部経済産業局産業部中小企業課

052-951-2748

石川県生活衛生営業指導センター

076-259-6510

Ⅱ 中小企業・小規模事業者の支援措置

1. なりわい再建支援補助金

【お問合せ先】

金沢事業者支援センター 0120-867-100

復興事業計画に基づいて復興に取り組む被災中小・小規模事業者について、工場・店舗などの施設や、生産機械などの設備の復旧費用を補助し、事業再開・継続に向けた十分な支援を行う。

【対象者】 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の被害を受けた
中小・小規模事業者（個人事業主も対象）

【補助上限】 上限15億円、一部5億円まで定額補助

【補助率】 3/4（中堅企業等は1/2）以内

（注）「なりわい再建支援補助金」及び下記「営業再開支援補助金」「小規模事業者持続化補助金」とも自己負担分の資金調達には、以下の新融資制度を活用できます。

令和6年能登半島地震災害対策特別融資（後掲）

【限度額】 1億円

【利率】 当初5年間無利子 * 5年経過後、年1%の金利負担

【信用保証料】 免除 * 一定の要件が必要

※詳しくは金融機関、信用保証協会にお問合せください。

【対象経費】

- 原則、中小事業者が保有し資産計上している事業の用に供する施設・設備の原状回復に要する経費

施設…倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、共同作業場など

設備…事業に供する施設で、自ら保有し資産計上しているもの

- 原状回復では事業再開や売上回復が困難な場合は、新分野への需要開拓を見据えた新たな取組（「新分野事業」）による施設等の整備費用も対象（原状回復を超える分は自己負担）

【新分野事業の例】

新商品製造ラインへの転換、生産効率向上、異業種への展開、従業員確保のための新たな宿舍整備 など

- 液状化被害がある場合の地盤・土地改良費用、被災した施設の解体費用、瓦礫の撤去費用は、現地での施設等の復旧に必要不可欠な場合は補助対象

【公募期間】 申請受付中

※ スケジュール等は確定次第、更新します。募集は複数年・継続して行いますので、焦らずじっくりご検討ください。

2. 営業再開支援補助金

【お問合せ先】
営業再開支援補助金事務局
0120-046-768

能登半島地震及び奥能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等が行う
営業再開の取組を支援

【補助対象事業者】 県内に事業所を有する小規模事業者等

【要件】 ・市町による被害判定が「半壊以上」であること
・地元等での事業再建計画を策定

【補助上限】 300万円

【補助率】 2/3(小規模事業者)、1/2(中小企業)

【補助対象】 営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費
仮店舗用コンテナの購入、仮作業場・仮倉庫の整備、
キッチンカー車両の購入、簡易な仮施設の建築 等
※施設整備費のみ対象のため、修繕費や賃貸料等は対象外

【申請受付】 5次受付締切 2024年12月13日(金)

3. 小規模事業者持続化補助金[災害支援枠]

【お問合せ先】
小規模事業者事業継続支援補助金
事務局 0120-110-464

被害を受けた小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援

【事業目的】 事業再建の経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支
援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】 ・200万円(直接被害)→資産損壊等直接的被害を受けた場合
・100万円(間接被害)→売上減少の間接的被害を受けた場合
※上記額に県が最大100万円まで上乗せ補助を行います。

【補助率】 2/3、定額(多重被災の場合、最大200万円)

【補助対象】 ・機械装置等 ・広報費 ・ウェブサイト関連費 ・展示会等出店費 ・旅費
・新商品開発費 ・資料購入費 ・借料 ・設備処分費 ・委託費・車両購入費

【公募時期】 第6次公募については計画中です。

※上記の「なりわい再建支援補助金」「営業再開支援補助金」「持続化補助金」は、それぞれ補助額や補助対象が異なります。別紙「支援内容一覧」を参考に、目的にあわせた補助金をご利用ください。

4. 令和6年能登半島地震災害対策特別融資

【お問合せ先】
お取引先金融機関
石川県信用保証協会 076-222-1550

能登半島地震及び奥能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等の事業の再建に必要な事業資金または経営の安定に必要な事業資金を無利子(当初5年間)で貸付

- 【融資対象】 ①セーフティネット保証4号※ または
②災害関係保証(罹災証明書等)かつ「なりわい再建支援
補助金(上記)」等の交付決定を受けたこと

※地震の後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

- 【資金使途】 設備資金、運転資金
【融資限度】 1億円
【融資期間】 10年以内(うち据置期間5年以内)
【利 率】 1.0%(当初5年間無利子)
【信用保証】 石川県信用保証協会による信用保証が必須
【取扱期間】 2025年3月31日まで

※ 地震による直接的被害のほか、風評被害による売上減少など間接的被害による影響がある場合も融資を受けることができます。

5. 令和6年能登半島地震経営改善サポート融資

【お問合せ先】
お取引先金融機関
石川県信用保証協会
076-222-1550

中小企業者の事業再生に必要な事業資金を貸付

- 【融資対象】 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町所在の
中小企業者で、計画に基づき事業再生を行う事業者
※他の融資制度からの借換融資も可能

- 【資金使途】 事業再生計画の実施に必要な資金
【融資限度】 1億円
【融資期間】 15年以内(うち据置期間5年以内)
【利 率】 1.2~2.1%(借換融資の場合1.85%)
【信用保証】 石川県信用保証協会による信用保証が必須

【取扱期間】 2024年12月31日まで

6. 商店街災害復旧事業補助金

【お問合せ先】

石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

今回の地震により被災した商店街のアーケードや共同施設等の復旧に係る費用の一部を助成

【補助対象者】 被災した商店街等組織*

* 商店街を構成する商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

【対象事業】 被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建て替え、街路灯等の設備改修など

例：アーケード・共同店舗・地域交流施設・街路灯・防犯カメラ・路面舗装・駐車場・イベント広場等の復旧費、障害物の除去費用

* 消費税額、仮設経費、保険料や通信費などの間接経費、設計費や測量試験費などは補助対象外です。

【補助率】 3/4以内（上限額・下限額なし）

【公募期間】 未定

7. 商店街にぎわい創出事業補助金

【お問合せ先】

石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

今回の地震の影響を受けた商店街が実施する、にぎわいを創出するための取組を支援

【補助対象事業者】 県内所在の商店街等組織（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等）

【補助対象】 にぎわい創出のためのイベント等を行うための経費

例：イベント運営費、会場借上料、リーフレット等印刷費、広告宣伝費、謝金 など

→保険料、光熱水費、景品・商品券等は対象外

【申請要件】 今回の地震の影響により、来街者数および売上が以前に比べて減少し、にぎわいを創出することが必要と認められること

【補助率】 10/10（下限30万円、上限100万円）

※連合体の場合、100万円×組織数（上限1200万円）

【公募期間】 未定

8. 日本政策金融公庫生活衛生貸付の特例措置

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 国民生活事業

金沢支店 0570-045202

小松支店 0570-045445

<A. 令和6年能登半島地震特別貸付>

* 別途奥能登豪雨災害に対応した融資制度もあります。

被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備・運転資金を貸付

* 以下は国民生活事業について記載(中小企業事業はHP等でご確認ください)

【対象者】 ①県内に事業所を有し、直接被害を受けた中小事業者

②上記事業活動に依存し、間接被害を受けた中小事業者

③地震の影響により、業況が悪化している中小事業者

【貸付限度額】 ①②の事業者 既存の貸付額に上乗せ 6千万円

③の事業者 別枠 4800万円

【貸付利率】 ①の事業者 0.3%(災害金利 1.2%—0.9%) ※当初3年間、
限度額3千万円

②の方事業者 1.2%(災害金利)

③の事業者 基準金利 ※状況によって変動
(R6.1 現在:貸付期間5年 2.1%)

【貸付期間】 設備資金 20年以内

運転資金 15年以内 いずれも据置期間5年以内

* 貸付利率は、条件等によって変動します。詳しくは日本政策金融公庫までお問合せください。

<B. 生活衛生改善貸付の特例措置>

生衛組合が策定する再建支援方針に沿って事業を行う事業者が対象

【対象者】 ①県内に事業所を有し、直接被害を受けた中小事業者

②上記事業活動に依存し、間接被害を受けた中小事業者

【貸付限度額】 通常の貸付額と別枠で 1千万円

【貸付利率】 ①の事業者 0.3%(特別利率F1.2%—0.9%)

②の事業者 0.7%(特別利率F1.2%—0.5%) 別枠の1千万円以内
※当初3年間、

* 災害金利、特別利率Fは 2/1 現在。利率は条件等によって変動します。詳しくは日本政策金融公庫までお問合せください。

9. 信用保証による資金繰り支援

【お問合せ先】

石川県信用保証協会 076-222-1550

＜セーフティネット保証4号＞

地震の影響で経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、通常の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8万円))で借入金の100%を保証

【対象者】 災害救助法の適用地域等に事業所を有し、直接・間接被害があり、売上等が減少している中小企業者

【要件】 市町が発行する認定書(売上高が20%以上減少)

＜災害関係保証＞

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対し、一般保証(上限2.8億円)、セーフティネット保証4号(上限2.8億円)の保証限度額(上限5.6億円)とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8万円))で借入金の100%を保証

【対象者】 災害救助法の適用地域等に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者

【要件】 罹災証明書等

10. 既往債務の負担軽減に係る対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫は、今般の地震の影響により、返済に遅れが生じた場合、返済期日に遡及した返済猶予について柔軟に対応するほか、提出書類の簡素化・契約手続の迅速化を図る。

＜日本政策金融公庫ホームページ(抜粋)＞

日本政策金融公庫では、被災されたお客様の実情に応じて、ご返済の猶予等に係るご相談を承っております。本災害の影響を受けたお客様のご返済相談につきましては、柔軟に対応いたしますので、慌てずにお取引のある支店または受託金融機関へご相談ください。

11. 小規模企業共済災害時貸付の適用

【お問合せ先】

商工組合中央金庫金沢支店 076-221-6141

小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が即日（原則）で行う低利融資を適用

- ・ 貸付限度額 掛金合計額の 7～9 割と1千万円のいずれか少ない額
- ・ 貸付期間 貸付金 500 万円以下:36 か月、505 万円以上:60 か月
- ・ 担保、保証人 不要

III 雇用調整助成金の特例措置

【お問合せ先】

石川県商工労働部労働企画課 076-225-1531

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者に対して一時的に休業、出向等をさせるなど、労働者の雇用の維持を図った場合に、賃金や休業手当金等の一部を助成する制度について、特例措置を講じる。

＜特例措置の内容＞

- ・ 助成率 中小企業4/5、大企業2/3
- ・ 支給日数の延長 300 日
- ・ 助成額 上限 8,490 円
- ・ 売上高減少の確認期間や事業所設置期間等の要件を緩和

IV 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例措置

【お問合せ先】

石川県社会福祉協議会 076-224-1212

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付ける資金について、特例貸付を実施（無利子）。

＜貸付内容＞

- ・ 貸付対象 令和6年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯
- ・ 貸付限度額 一世帯10万円。ただし、以下の場合は20万円も可能。
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者、重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合

③ 世帯員が4人以上の場合

- ・ 償還期間 据置期間(貸付日から1年以内)終了後2年以内
- ・ 受付窓口 避難している市町の社会福祉協議会

V 被災者生活再建支援金 [内閣府] 【申込先】各市町の担当部署

被災者生活再建支援法の適用により、住宅が全壊・大きく半壊した世帯に対し、被害程度に応じて支援金を支給。

<支援金の支給額>

	基礎支援金	住宅再建方法に応じて 下記の加算支援金が支給
・ 全壊・解体・長期避難	100万円	建設・購入 200万円
・ 大規模半壊	50万円	補修 100万円
・ 中規模半壊		賃借 50万円(公営住宅を除く)

VI その他

復興支援アドバイザー制度 [独立行政法人中小企業基盤整備機構]

被災された事業者には様々な分野の専門家を無料で派遣し、事業計画の作成や事業運営に係るアドバイス等、事業再建に向けた支援※を行う。

※補助金申請に先だって事業計画を策定する際の助言、各種補助金や支援制度の検討など

<派遣する専門家>

中小企業診断士、公認会計士、税理士のほか、企業経営・店舗経営の経験者など

【お申込み・お問い合わせ先】

◆独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部 企業支援部企業支援課
〒920-0031 金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10 階 TEL:076-223-5546



令和6年（2024）能登半島地震に係る事業者支援施策一覧

R6.11.1時点

融資

設備や施設を復旧したい
売上減で資金繰りが厳しい

日本政策金融公庫による 資金繰り支援

国

能登半島地震特別貸付【限度額】
中小企業: **別枠3億円**
国民生活: **上乗せ6千万円** 等
【金利】
所定の金額を限度に、
当初3年間**災害金利▲0.9%** 等
※別途豪雨災害に対応した融資制度あり

日本政策金融公庫
金沢支店中小企業事業
076-231-4275
金沢支店国民生活事業
0570-045-202
小松支店国民生活事業
0570-045-445

信用保証による 資金繰り支援

国

災害関係保証、セーフティネット保証4号により、**一般保証とは別枠での保証枠の利用が可能**

ゼロゼロ融資等のリスク時の保証料補助
(**リスク時に係る追加保証料負担ゼロ**)

石川県信用保証協会
076-222-1550

県融資制度

県

災害対策特別融資（新規融資）
【限度額】1億円
【期間】10年（据置5年）
【金利】**1.0%**(当初5年間無利子)
【保証料】**免除**
※豪雨災害にも対応

経営改善サポート保証(借換融資)
【限度額】1億円
【期間】15年（据置5年）
【金利】1.20～2.10%
【保証料】**免除**
※豪雨災害にも対応

県内金融機関

石川県信用保証協会
076-222-1550

国・県・金融機関等による 二重債務問題対応

復興支援ファンドによる債権買取等
【ファンド総額】100億円
【存続期間】15年間
能登産業復興相談センター（七尾、輪島）で相談受付

能登産業復興相談センター
0767-58-5008
奥能登サテライトオフィス
0768-23-4707

補助金・助成金

設備や施設を復旧したい

石川県なりわい 再建支援補助金

県

公募 **4/1～随時受付**

設備や施設の復旧整備に係る経費を、
最大**15億円**まで**3/4**補助

金沢事業者支援センター
0120-867-100

持続化補助金 (災害支援枠)

国

6次公募 **計画中**

被災小規模事業者による設備・施設の
復旧費や販路開拓の取り組みに対し、
最大**200万円**まで**2/3**補助

<商工会議所地区>
最寄りの商工会議所
<商工会地区>
最寄りの商工会

持続化補助金 (災害支援枠) への上乗せ

県

公募 **6/21～随時受付**

持続化補助金(災害支援枠)に県が
最大**100万円**まで上乗せ補助

小規模事業者事業
継続支援補助金事務局
0120-110-464

中小企業者持続化補助金 (災害支援枠)

県

4次公募 **計画中**

被災中小企業者による設備・施設の
復旧費や販路開拓の取り組みに対し、
最大**200万円**まで**1/2**補助

(公財)
石川県産業創出支援機構
新商品・サービス開発支援課
076-267-5551

石川県営業再開 支援補助金

県

公募 **6/21～12/13**
(4次締切 **11/1**)

営業再開に必要な仮施設等の
整備に係る経費を、
最大**300万円**まで最大**2/3**補助

営業再開支援
補助金事務局
0120-046-768

営業再開に必要な仮施設等の
整備をしたい

※令和6年11月1日時点の国や県（関係団体含む）の主な支援策をまとめた一覧です。支援メニューの詳細や最新の情報は、各連絡先までお問い合わせください。

各種支援制度の総合窓口はこちら

○金沢事業者支援センター

0120-867-100（10時～17時） ※土日・祝日を除く

○能登事業者支援センター

場所：石川県奥能登総合事務所4階（のと里山空港内）

0120-262-380（10時～17時） ※土日・祝日を除く ※16時受付終了

商店街が所有する
設備や施設を復旧したい

**石川県商店街
災害復旧事業補助金**
公募 計画中

被災したアーケードや街路灯等の
復旧整備にかかる費用及び、
来街を妨害するような
障害物の除去費の**3/4**を補助

石川県経営支援課
076-225-1521

イベント等の取り組みにより、
商店街のにぎわいを創出したい

**石川県商店街
にぎわい創出補助金**
公募 計画中

災害の影響により、来街者数及び
売上が減少した商店街が
実施する「にぎわい創出の取り組み」を
最大**100万円**まで定額補助

石川県経営支援課
076-225-1521

伝統工芸事業者が
事業を再開したい

**伝統的工芸品産業支援
補助金（災害復興事業）**
3次公募 10/31～12/6

伝統的工芸品（国指定）の製造を
再開するために必要な
①設備・機器等の購入費及び修繕費
②原材料の購入費及び型等の試作・製作費
を最大**1,000万円**まで**3/4**補助

経済産業省
中部経済産業局
産業部 製造産業課
052-951-2724

**石川県伝統工芸事業者
再建支援事業費補助金**
3次公募 11月中旬～(予定)

伝統的工芸品（県指定・稀少）の製造を
再開するために必要な
①設備・機器等の購入費及び修繕費
②原材料の購入費及び型等の試作・製作費
を最大**1,000万円**まで**3/4**補助

石川県経営支援課
伝統産業振興室
076-225-1526

雇用を維持したい

雇用調整助成金
6月30日までに開始した
休業・出向が対象

一定要件で、
休業手当等の**2/3**(大企業)
もしくは**4/5**(中小企業)、
最大**8,635円/日**を助成

石川労働局
職業安定部職業対策課
076-265-4428

雇用保険の特例

被災により事業所が休止・廃止したた
めに休業して賃金の支払いがない場
合に、**実際に離職していなくても雇用
保険の失業給付を受給できる**

石川労働局
職業安定部職業安定課
076-265-4427

在籍型出向促進助成金
受付：7月1日～R7.2月28日

被災事業者が労働者の雇用維持を
図るため、**在籍型出向を実施**した場
合に、**出向元事業者に対し、労働者
1人につき定額10万円**を給付

石川県労働企画課
076-225-1672
076-225-1532

**地域雇用開発助成金
（能登半島地震特例）**
受付：7月1日～R7.6月30日

新たに**2名以上を雇用**し、雇用拡大に
必要な施設・設備の新設、増設、購入、
賃借に**100万円以上支出**した事業所
に対し、**最大800万円を給付**

石川労働局
職業安定部職業対策課
076-265-4428

人材を確保したい

**雇用のミスマッチ解消・
人材確保助成金**
受付：7月1日～R7.2月28日

求職者のニーズに応じて、業務の切り
出しを行い、**切り出した求人で新たに
労働者を雇用した事業者に、労働者
1人につき定額10万円**を給付

石川県労働企画課
076-225-1672
076-225-1532

**石川県雇用環境整備
助成金**
受付：7月1日～R7.3月31日

従業員宿舎を賃貸する奥能登2市2町の事業
所に対し、**新規雇用労働者1人あたり
10万円**を給付
奥能登2市2町に立地する賃貸借物件を修繕
する不動産事業者に対し、**100万円を給付**

石川県労働企画課
076-225-1672
076-225-1532

※令和6年11月1日時点の国や県（関係団体含む）の主な支援策をまとめた一覧です。支援メニューの詳細や最新の情報は、各連絡先までお問い合わせください。

雇用維持・人材確保の窓口はこちら

○ I L A C 能登（10時～17時）

※土日・祝日を除く ※16時受付終了

0120-234-240（事業者向け） **0120-003-341**（求職者向け）

■ 商工会・商工会議所等の支援機関では、各種支援制度の活用サポートを行っています。

金沢商工会議所 金沢市尾山町9-13	076-263-1151	珠洲商工会議所 珠洲市飯田町1-1-9	0768-82-1115
小松商工会議所 小松市園町二1	0761-21-3121	白山商工会議所 白山市西新町159-2	076-276-3811
七尾商工会議所 七尾市三島町70-1	0767-54-8888	石川県商工会連合会(※) 金沢市鞍月2-20	076-268-7300
輪島商工会議所 輪島市河井町20-1-1	0768-22-7777	(公財)石川県産業創出支援機構 金沢市鞍月2-20	076-267-1244
加賀商工会議所 加賀市小菅波町1-130クロスガーデン3階	0761-73-0001	石川県中小企業団体中央会 金沢市鞍月2-20	076-267-7711

※お近くの商工会にお問い合わせいただくことも可能です。

【能登在住の事業者の方へ】

能登事業者支援センター

までご相談ください！

- ✓ 事業再建に向けた経営相談、補助金等の支援制度に関するお問い合わせなど、事業者の皆様からの様々なご相談を受け付けます。
- ✓ 全国の商工会議所の経営指導員、中小企業診断士、行政書士等の専門家が皆様のご相談にお答えします。

場 所

石川県奥能登総合事務所4階（のと里山空港内）
（輪島市三井町洲衛10部11番1）

受付時間 10：00～17：00
（土日・祝日を除く）

対面相談 ※予約制（お電話にてお申込みください）

受付時間：①10:00～ ②11:30～
③13:00～ ④14:30～ ⑤15:30～

令和6年7月から、毎週 火曜日・木曜日を
「なりわい補助金申請書作成サポート日」といたします
（火・木曜日が祝日の場合は、翌営業日がサポート日となります）

受付時間：①10:00～ ②14:00～（完全予約制）

※証憑書類（見積書、登記等）が揃っている方が対象となります
（通常の対面相談を経て、書類が揃われた方はお申込みください）

※書類を作成してみて書き方が分からないといったご相談はもちろん、
PCを持っておらず自分で作成出来ないという方もサポートいたします

電話番号 0120-262-380

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨における事業再建支援 「なりわい再建支援補助金」

被災事業者の事業再建に向けた取り組みを支援します

「なりわい再建支援補助金」 制度概要

～令和6年4月1日（月）～随時申請受付中～

【補助対象者】

令和6年能登半島地震・**令和6年奥能登豪雨**の被害を受けた
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの**施設**、生産機械などの**設備**の復旧費用等

【補助額・補助率】

〔 石川県なりわい
再建支援補助金HP 〕

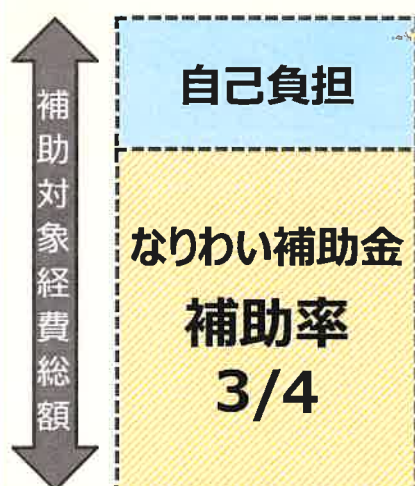


補助金額 上限 **15 億円**

補助率 **3/4**
(中堅企業等は 1/2)

※一部5億円まで定額補助

〔 過去数年以内の被災かつ復興途上
である等の要件を満たす場合 〕



自己負担
1/4発生

**自己負担分の資金調達に活用できる
特別な融資制度があります**

「令和6年能登半島地震災害対策特別融資」

- ◎限 度 額：1億円
- ◎利 率：**当初5年間無利子** ※1、※2
- ◎信用保証料：**免除** ※1

※1 一定の要件を満たす必要があります。

※2 5年経過後、年1.0%の金利負担がかかります。

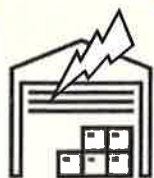
※3 自己負担分のほか、補助対象外経費や運転資金などにも活用可能です。

詳しくは、金融機関、信用保証協会にお問い合わせください。

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合は、災害発災日（令和6年1月1日）まで遡及適用

※既に修繕等をお済みの事業者の方は、忘れずに補助金の申請手続きをお願いいたします

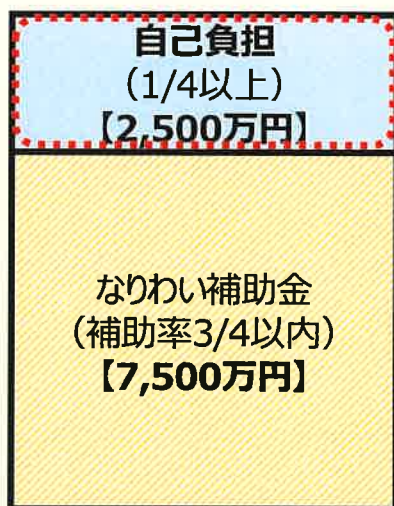
補助金・融資制度の活用事例



- ・建物の屋根や外壁が破損、機械装置が故障
- ・施設・設備の復旧に1億円が必要
- ・**なりわい補助金**を活用するとともに**金融機関からの借入**も想定



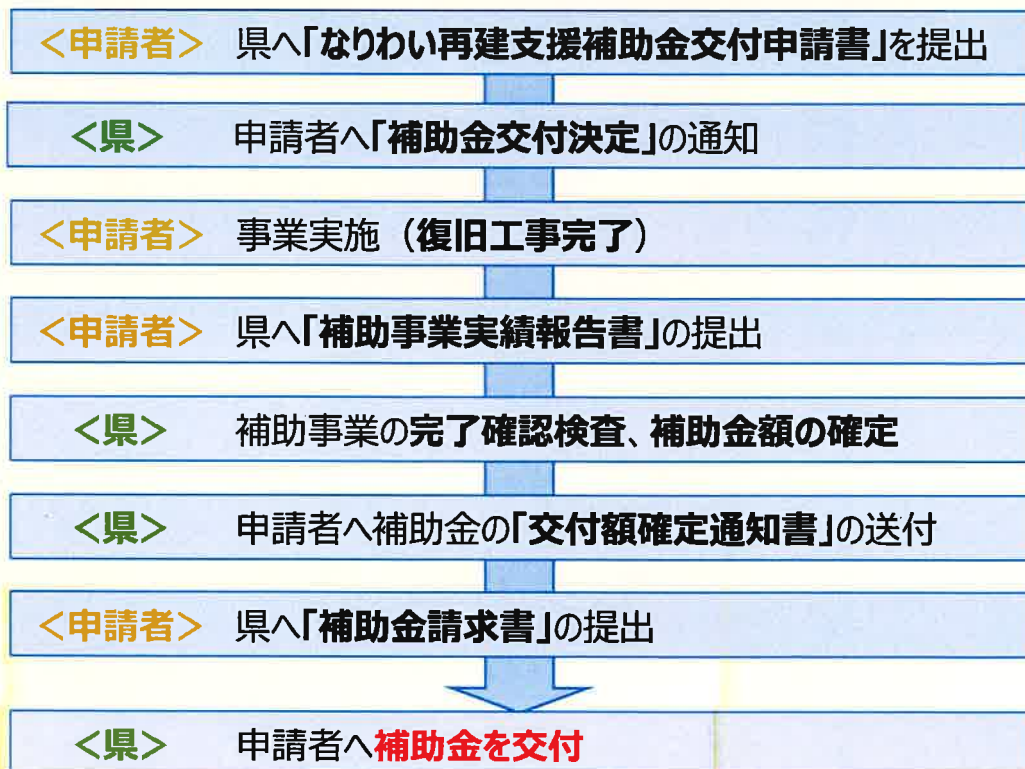
【1億円】



自己負担分2,500万円を
災害対策特別融資で借入

- ※ 金融機関、信用保証協会の審査に抛ります。
- ※ 自己負担分のほか、補助対象外経費や運転資金などにも活用可能です。

補助事業の基本的な流れ



【問い合わせ先】 金沢事業者支援センター
石川県信用保証協会
石川県商工労働部経営支援課

TEL 0120-867-100
TEL 076-222-1550
TEL 076-225-1521

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨 なりわい再建支援補助金 「基本の考え方」

01

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨の影響で、損壊・使用困難となった建物・設備を復旧する(元に戻す)ための補助金です。

- ✓ 被災したことの証明(市町が発行する罹災証明書等)が必要です。
- ✓ 修繕・修理が原則ですが、以下の場合、建替や入替が可能です。
建物：全壊・大規模半壊判定の場合。修繕より建替が安い場合
設備：修理不能の証明書の発行がある場合、修理より入替が安い場合
建物が大規模半壊と判定されない または、設備が修理可能な場合でも、
修繕による原状回復費用を上限として、建替又は入替を行うことは可能です
- ✓ 元ある場所での建替が原則ですが、その場所では建替が出来ない理由があれば(液状化に伴う建築制限等)、移転も補助対象です。
- ✓ 建物の取壊しは、半壊以上で市町による公費解体(自己負担なし)が可能です。なりわい補助金の取壊しの扱いは以下のとおりなので、市町に確認の上、公費解体の活用をご検討ください。
元ある場所での建替なら取壊し費用も補助対象(1/4等を自己負担)
移転の場合は取壊し費用は補助対象外(全額自己負担)

02

自らが所有している建物・設備で、事業のために使用しているものが補助対象です。

- ✓ 建物なら登記、設備なら資産計上されていることが原則必要です。
- ✓ 賃借物件やリース物件は、自らの所有でないため、使用者は補助金申請が出来ません。この場合、大家やリース事業者が申請をすることになります。

03

元に戻す復旧でなく、新たな取り組みや、生産性向上につながる(設備の)性能アップ、防災・減災のための(建物の)強靱化など、プラスアルファの復旧も補助対象となります。

ただし、元に戻すために必要な経費が補助上限となり、それを超える分は自己負担となります。

- ✓ 新たな取り組みとは、製造ラインの拡大・転換や異業種への展開などの取り組みです。

営業再開支援補助金のご案内

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により被害を受けた事業者が行う営業再開の取組を支援します

- 1次締切：令和6年7月19日(金) 4次締切：令和6年11月1日(金)
2次締切：令和6年8月23日(金) 5次締切：令和6年12月13日(金)
3次締切：令和6年9月27日(金)

※受付締切毎に審査を行い、採否を決定します

補助対象者

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

要件

- ・市町等による被害判定が「半壊以上」であること
- ・地元等での事業再建計画を策定すること

補助額・補助率

補助上限額 **300万円**

補助率 **2/3** (小規模事業者)、**1/2** (中小企業)

補助対象経費

営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費

仮店舗用コンテナの購入、仮作業場・仮倉庫の整備、キッチンカー車両の購入、簡易な仮施設の建築 等

※施設等整備費が対象のため、修繕費や賃借料等は対象外

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、災害発生日（令和6年1月1日等）まで遡及適用

補助対象事業

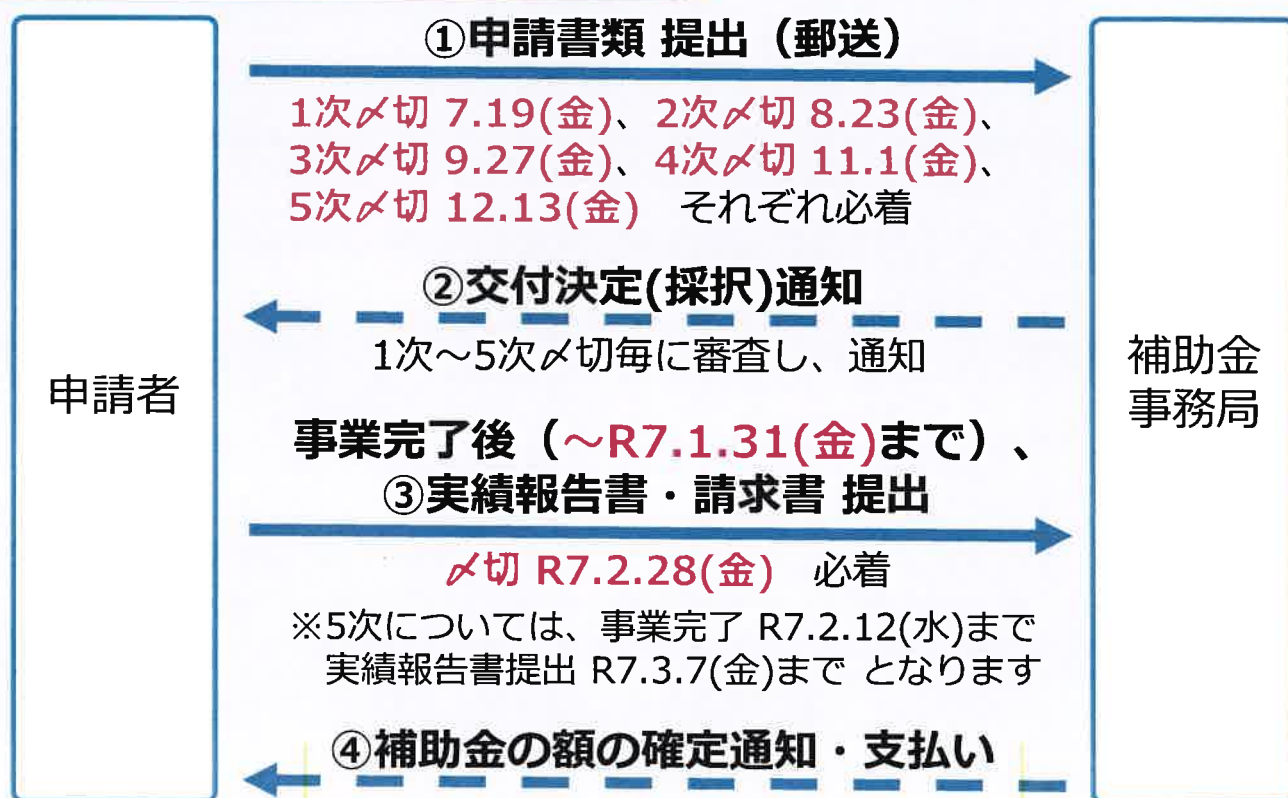
✓ 営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費が対象

- 仮設店舗用のコンテナハウスの購入
- 仮設事務所用のトレーラーハウスの購入
- 商品や資材保管用の仮倉庫の購入
- 簡易な仮作業施設の建築（自社施工の場合は材料費のみ対象）
- キッチンカー用の車両の購入（トラックやバン等）

✓ 仮施設等の整備に当たらない修繕費や賃借料は対象外

- 既存店舗の修繕（持続化補助金やなりわい補助金を活用ください）
- 仮店舗で使用する機材の導入費（持続化補助金を活用ください）
- 仮店舗の賃借料（持続化補助金を活用ください）
- 仮店舗として活用出来ない一般車両の購入（営業車含む）

スケジュール



※補助金の支払いは、事業終了後、精算払（後払い）となります

お問合せ先

■ 営業再開支援補助金事務局：0120-046-768
■ 石川県 商工労働部 経営支援課：076-225-1525

被災事業者 支援内容一覧表 (R6.6.21時点)

仮復旧・応急的な対応

本復旧・腰を据えた対応

事業内容		営業再開支援補助金	持続化補助金(災害枠)	復旧費を支援 なりわい再建支援補助金
営業再開店舗整備を支援 補助額: 300万円 補助率: 2 / 3 (小規模) 1 / 2 (中小) ※複数事業者による共同申請も可		〇 (私有地・個社) ×	復旧費・販路開拓を支援 補助額: 300万円(小規模) 200万円(中小) 補助率: 2 / 3 (小規模) 1 / 2 (中小) 100万円 上乗せ	復旧費を支援 補助額: 15億円 補助率: 3 / 4 (中小以下) 1 / 2 (中堅)
建物	修繕したい	×	〇	〇
	建替えたい	×	×	〇
	新たに整備したい	〇	×	△ (新分野事業に限る)
	賃貸物件を借りたい	×	〇	×
設備	修理したい	×	〇	〇
	入替えたい	×	〇	〇
	新たに導入したい	×	〇	△ (新分野事業に限る)
	リース品を借りたい	×	〇	×
車両	修理したい	×	〇	〇
	入替えたい	×	〇	〇
販路開拓	新たに購入したい	〇 (キッチンカーや販売車)	×	△ (新分野事業に限る)
	展示会出展、広告掲載等したい	×	〇	×
活用が想定される事業者		✓ 自社の私有地に仮店舗(コンテナ等)を整備して営業再開したい方 ✓ キッチンカーを購入して営業再開したい方	✓ 必要最低限の店舗修繕で営業再開したい方 ✓ 早急に設備修理したい方 ✓ 販路拡大(ソフト事業)に取り組みたい方	✓ じっくり腰を据えて本復旧を目指す方 ✓ 施設の建替等、相当の費用を要する復旧をしたい方

問い合わせ先

事務局：0120-046-768

(小規模) 事務局：076-268-7300
 (小規模上乗せ) 事務局：0120-110-464
 (中 小) 事務局：076-267-5551

金沢事業者支援センター
 0120-867-100

営業再開支援補助金・持続化補助金・持続化補助金 対象経費早見表

補助金の内容	建 物 等	補 助 対 象	活用が想定される 事業者
営業再開支援補助金 早期の営業再開に必要な、仮設店舗等の整備を支援 補助額：300万円 補助率：2/3 (小規模事業者) 1/2 (中小企業) ※「半壊以上の被害判定」及び「事業再建計画の策定」が要件	・ コンテナ購入費 ・ トレーラーハウス購入費 ・ 倉庫、物置の購入費 ・ 簡易な建築物の建築費 ・ 建物の増築・増床費 ・ キッチンカー用の車両の購入費 ・ 建物を整備する上で必要な土地改良費	・ 左記のコンテナ等の施設に付随する設備・装飾等の施工費(電気系統、水回り、配管等) ・ 営業再開に必要なPCや複合機等の機器購入費 ※PC等購入は、施設整備とセットで申請すること ※PC等の申請額の上限は総事業費の1/2かつ30万円以下(台数は原則1者1台) ※PC等の補助額の上限は10万円	✓ 自社の私有地に仮店舗(コンテナ等)を整備して営業再開したい方 ✓ 商品・機材の保管用の仮倉庫(物置等)を整備して営業再開したい方 ✓ キッチンカーを購入して営業再開したい方
持続化補助金(災害枠) 建物・設備の復旧費や販路開拓の取り組みを支援 補助額：300万円(小規模) 200万円(中小) 補助率：2/3 (小規模) 100万円 1/2 (中小) 上乗せ	・ 既存施設の修繕費 ・ 仮店舗の賃借料 ・ 店舗内の改装費	・ 破損した設備の修理費 ・ 破損した設備の入替費 ・ 新たな設備の導入費 ・ リース機器の利用料 ・ キッチンカーへの改造費 ※その他、販路開拓の取り組みに係る費用(展示会出展費、広告掲載費用等)も対象	✓ 必要最低限の店舗修繕で営業再開したい方 ✓ 早急に設備を修理して生産再開したい方 ✓ 販路拡大(ソフト事業)に組み組みみたい方